

諮問番号：諮問第 24 号

答申番号：答申第 24 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県筑紫県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づく債権差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。契約社員で安定収入がないため、本件処分がなされると生活が成り立たず、子の学費が払えない。処分庁は、国税庁の通知を踏まえ、審査請求人の実情を調査して処分をすべきであるにもかかわらず、分割納付等の相談に対して十分な対応をしてもらえない。超過勤務手当、扶養家族手当及び出張手当を加算して算出された差押金額による差押は違法又は不当である。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

審査請求人が納付すべき平成 21 年度、平成 24 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度の個人県民税及び個人市民税（以下「本件市県民税」という。）については、審査請求人が所定の納期までに納付しなかったため、筑紫野市長が計 12 回督促状を発送したものの、督促状発送から 10 日を経過した日までに完納されていない。このため、処分庁は、筑紫野市長から徴収の引継ぎを受け、「徴収金の徴収引受通知書兼納税催告書」を送付

し、本件市県民税、督促手数料及び延滞金（以下「本件徴収金」という。）の未納付を確認した上で本件処分を行っている。このことは、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定の例によって行われたものであり、法第 48 条第 1 項の規定に沿った処理である。

本件市県民税の督促から本件処分に至るまでの過程においては、平成 26 年 5 月に筑紫野市長が差押予告通知書を送付したが審査請求人はそれに対する納付をしていないこと、平成 28 年 6 月に処分庁が「徴収金の徴取引受通知書兼納税催告書」を送付した後も本件徴収金は完納されていないことが認められる。これらの経緯からすれば、審査請求人が自主的に本件徴収金を完納する可能性は極めて低く、かつ、国税徴収法の規定の例により差押財産の選択は徴税吏員の裁量によるとされているところ、本件処分を行ったことが、処分庁の裁量を超えて不相当であったとは認められない。

本件処分により徴収すべき金額は、法令に沿って適正に算定されているとともに、本件処分に当たって、差押債権は、給料等についての差押禁止の範囲を定めた国税徴収法の規定を踏まえて、一定の金額を控除したものとなっている。

審査請求人は、超過勤務手当等を加算し算出された差押金額による差押えは違法または不当と主張しているが、このことは、本件処分を受けて、審査請求人の勤務先が差押金額を算定する際の問題であり、本件処分に影響を与えるものではない。

以上のことから、本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分が審査請求人の生活への影響を考慮しておらず、国税庁の通知に反する旨主張しているが、差し押さえる債権の範囲について、国税徴収法は、原則全額差し押さえなければならないとしていること、給料等を差し押さえる際には一定の範囲の差押を禁止し最低生活維持等についての配慮がなされていることからすると、処分庁に、審査請求人の生活状況等を考慮して差押額を減額する裁量があったとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。また、審査請求人が「納付を行った」と主張する税については、本件処分の原因となっている滞納された税に対する納付とは認められないため、当該主張には本件処分に影響を与えるものではない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第

68号) 第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年6月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年7月18日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件徴収金については、法第48条第1項に基づき、国税徴収法に規定する滞納処分  
の例により滞納処分をすることができるところ、国税徴収法第47条第1項は、「滞納者  
が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過し  
た日までに完納しないとき」(同項第1号)は、「徴収職員は、滞納者の国税につきその  
財産を差し押えなければならない」と規定する。同時に、国税徴収法は、滞納処分に当  
たって差押財産の範囲を限定する規定も置いている。

これは、滞納者の事情に一定の配慮をすべきことを明示する反面、国税徴収法第47  
条第1項第1号の要件が満たされた場合には、行政庁は、差押禁止財産に該当しないも  
のについて滞納処分を行うことが義務付けられているのであって、行政庁が裁量判断を  
行う余地はないことを表すものである。

本件処分により差し押えられた審査請求人の給料等は、国税徴収法第76条第1項が  
規定する差押禁止財産の範囲外の部分であり、そもそも納税義務は、法律の定める要件  
を満たす場合に全ての国民に課せられる義務であることに照らすと、給料等を差し押さ  
えられると生活に困窮するため本件処分は妥当でない旨の審査請求人の主張は認めら  
れない。

なお、審査請求人は、超過勤務手当、扶養家族手当及び出張手当を加算して算出され  
た差押金額による差押は違法又は不当である旨主張しているが、国税徴収法第76条第1  
項において差押が禁止されている「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性  
質を有する給与に係る債権」のうち、「これらの性質を有する給与」とは、役員報酬、  
超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等をいうとされていることから、  
超過勤務手当、扶養家族手当及び出張手当を加算した差押金額の算出方法に違法又は不  
当な点は認められず、その主張には理由がない。

また、審査請求人は、分割納付等の相談に対して十分な対応をしてもらえない旨の主

張もしているが、処分庁に徴収の引継ぎが行われた後納付されたのは、滞納額 515,700 円のうち 8,100 円に過ぎず、他方で審査請求人は、納付可能な額は月額 5,000 円であると主張しているが、これでは滞納額を適切に減少させることができないことは明らかであるから、処分庁において、自主納税による完納は期待できないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼及び質問権の行使を、審査請求人に対しては弁明書の送付、反論書の提出依頼及び質問権の行使をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第 1 部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子